電気通信大学レーザー新世代研究センター共同研究員取扱細則

平成11年 4月 1日 改正 平成16年 4月 1日 平成22年 4月20日

平成24年 5月22日

平成28年 3月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学レーザー新世代研究センター規程第7条第3項の規定に基づき、電気通信大学レーザー新世代研究センター(以下「センター」という。)の 学内共同研究員及び学外共同研究員(以下「共同研究員」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同研究員)

第2条 共同研究員は、大学及びその他研究機関の研究者又はこれと同等の能力を有する 者とする。

(委嘱)

第3条 共同研究員は、電気通信大学レーザー新世代研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、学長が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 共同研究員の委嘱期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(施設等の利用)

- 第5条 共同研究員は、センター長の許可を得て、共同研究のために必要なセンターの施設、設備等を利用することができる。
- 2 センター以外の施設、設備等の利用については、それぞれ当該施設、設備等の定める ところによる。

(旅費の支給)

第6条 学外共同研究員には、旅費を支給することができる。

(研究報告)

- 第7条 共同研究員は、共同研究終了後、速やかにその研究状況及び成果を記載した報告 書を、センター長へ提出しなければならない。
- 2 共同研究員が、共同研究の成果を公表するときは、センターにおける共同研究であることを明示しなければならない。

(届出)

- 第8条 共同研究員は、次の各号の一に該当するときは、速やかにセンター長へ届け出なければならない。
 - (1) 共同研究を終了したとき。

- (2) 病気その他の理由により共同研究を中止したとき。
- (3) 所属又は身分上に変更のあったとき。

(規則等の遵守)

第9条 学外共同研究員は、共同研究を行うに当たっては、電気通信大学の規則等を遵守 しなければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、共同研究員について必要な事項は、センター長が 別に定める。

附則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附即

この細則は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。